国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和８年 11 月 17 日
住宅局建築指導課

指定確認検査機関等の処分について

令和８年 11 月 17 日付けで、国土交通大臣から国土交通大臣指定の指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第 77 条の 30 第１項に基づく監督命令を行いました。

また、令和８年 11 月 16 日付けで、関東地方整備局長から当該指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、法第 77 条の 63 第２項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧下さい。

※指定確認検査機関

法の規定に基づき、確認検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

（問合せ先）
住宅局 建築指導課 建築安全調査室
電話：03-5253-8111

別 紙

１．日本 ERI 株式会社（国土交通大臣指定第５号）

【処分内容】

監 督 命 令 ：　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和８年 12 月８日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

神奈川県内１件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第 43 条第３項に基づく横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月 10 日条例第 20 号）第４条の３第２項及び横浜市建築基準法施行細則（昭和 38 年２月 25 日規則第 13 号）第 20 条第６号の規定に適合しない（５台以上の自動車を駐車することができる駐車施設を設けることとしているため、自動車用の出入口は、道路（幅員が６メートル未満の道路を除く。）の交差点から５メートル以内の当該道路に接する部分に設けないこととされているにもかかわらず、これに適合しない）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名　今野　渉（登録番号:第 3000819 号）

処分権者　関東地方整備局長

処分内容　業務禁止 10 日(令和8年 12 月7日から令和8年 12 月 16 日まで)

２．株式会社国際確認検査センター（国土交通大臣指定第 15 号）

【処分内容】

監 督 命 令 ：　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和８年 12 月８日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

東京都内１件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、以下の(1)～(3)を見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

(1)　法第 43 条第３項に基づく東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号。以下「都条例」という。）第４条第２項の規定により読み替えて適用される同条第１項の規定に適合しない（延べ面積が 3,000 平方メートルを超え、かつ、建築物の高さが 15 メートルを超えていることから、幅員６メートル以上の道路に 10 メートル以上接しなければならないにもかかわらず、これに適合しない）こと

(2)　法第 40 条に基づく東京都建築安全条例の一部を改正する条例（令和７年東京都条例第 53 号）による改正前の都条例第 19 条第１項（第二号ロに係る部分）の規定に適合しない（耐火建築物であり、住戸の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えていることから、共同住宅の住戸の居住の用に供する居室のうち一以上に、幅員４メートル以上の窓先空地に直接面する窓を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない）こと

(3)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）第 14 条第１項に基づく高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第 221 号）による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第 14 条第１項の規定に適合しない（共同住宅の延べ床面積が 2,000 平方メートル以上、かつ、宅地建物取引業を営む店舗の複合用途であるため、バリアフリー法第 14 条第３項に基づく高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成 15 年東京都条例第 155 号）第３条及び第４条の規定により、１階の宅地建物取引業を営む店舗部分も含めて建築物の全てがバリアフリー法第 14 条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる特別特定建築物となるところ、当該店舗部分にバリアフリー法施行令第 14 条第１項に規定する便所を設ける場合には、そのうち一以上は車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない）こと

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名　福元　輝明（登録番号:第 51 号）

処分権者　関東地方整備局長

処分内容　業務禁止 10 日(令和8年 12 月7日から令和8年 12 月 16 日まで)